



Title	東京日々新聞の旧商法施行延期論
Author(s)	村上, 一博
Citation	法律論叢, 86(4-5): 189-226
URL	http://hdl.handle.net/10291/16640
Rights	
Issue Date	2014-02-19
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

【論 説】

東京日々新聞の旧商法施行延期論

村 上 一 博

目 次

- 一 はじめに
- 二 旧商法の公布以前
 - A. 旧商法への関心
 - B. 法学士会の法典編纂意見に対する批判
- 三 旧商法の公布以後
 - A. 関直彦社長の演説
 - B. 東京商工会の施行延期運動
- 四 第一帝国議会における施行延期法案審議
 - A. 帝国議会への施行延期請願
 - B. 施行延期法案の議決
- 五 むすび

一 はじめに

筆者は、過日、明治二三（一八九〇）年に公布された旧民法の施行延期をめぐって東京日々新聞（日報社）と磯部四郎の間で繰り広げられた論争、すなわち、①日報社説「民法修正論」（全一〇回）（『東京日々新聞』第六一五二号）六一一―号、明治二五年四月二二日―二四日、二六日―三〇日、五月一日・三日）、②磯部四郎「駁東京日々新聞民法修正論」（『法治協会雑誌』号外、五月四日）、③日報社説「読磯部学士民法弁護論」（全九回）（『東京日々新聞』第六一七三号―六一八一号、五月一七日―二二日、二四日―二六日）、④磯部四郎「重駁東京日々新聞民法論」（『法治協会雑誌』号外、六月八日）を紹介するなかで、東京日々新聞は、明治二四（一八九一）年一月に、関直彦に替って伊東巳代治が社主に、また主筆に朝比奈和泉が登用されて、伊藤博文、伊東巳代治の支配下に入り、政権主流のオピニオン・リーダーとしての役割を担うようになったこと、そして、こうした経営陣の刷新を反映するかたちで、穂積八束の論説「民法及国民経済」（二月一七日・一八日）の掲載を転機として、従来の、一定程度外国法的要素を盛り込む必要性を認めつつ、慣習にも配慮した慎重な条文修正を求める立場から、積極的な旧民法施行反対論へとその論調を転換していったことを指摘した。⁽¹⁾

本稿では、東京日々新聞が、いわゆる民法典論争において積極的な施行延期論へと転換する以前の明治二二（一八九九）年―二三（一八九〇）年に、商法典論争に関して、どのような報道姿勢をとっていたのか、その動向を探ってみたい。

二 旧商法の公布以前

A. 旧商法への関心

明治三二（一八八九）年に入ると、東京日々新聞は、諸法典の編纂過程についての記事を頻繁に掲載するようになるが、旧商法についての記事も、旧民法ほど頻度は高くはないとはいえ、散見される。例えば、商法草案は既に脱稿されて二月下旬には発布されるとか、七月から一二月までの間に商法・訴訟法・民法の順に公布されるといった見通しが報じられ、元老院における審議の様子についても断片的に伝えられている。三月一〇日の雑報では、「元老院にて議事中の民法商法両議案ハ、殊に黒田総理大臣より注意の添書もありたるに付き、同院にても他の議案よりハ一層綿密に精神を込めて議せらるゝよし」⁽⁵⁾であり、その審議は「逐条議」でなく「大体議」で進められていること、また、内容は不明ながら、熱海で保養中の山田司法大臣のもとに商法施行について至急の要件を伝えるため、栗塚秘書官と本田参事官が発出したといった記事が、断続的に見出される。⁽⁷⁾

旧商法については、その編纂過程にとどまらず、その施行が急がれる経済的背景についても、言及されている。三月二五日の雑報「会社法の発布と株式の揭示」では、「昨今会社設立と増株ハ恰も春草の一雨毎に萌え出づる如くにて日に月に増加し来り、将に去る十九年頃の会社熱を再び今日に見んとするの有様なり。然して、此等会社の大半ハ二三投機者の手に成るものにして、信用もなく名譽もなく唯彼の泡沫の如く夢幻の如く、忽ち合し忽ち散じ遂に忽ちにして滅亡するに過ぎず。斯くてハ、充分に之が制限法を設けずてハ商業の恐慌を来すも計られずと、其筋にてハ合資

会社を取調べ商法と共に発布あるべき会社法をも右等の為め至急発表あるべしと云ふ」と述べ、とくに、会社法を制定することで会社の乱立を規制する必要が強く認識されている。⁽⁸⁾ こうした認識は、同じ頃、代表的な経済雑誌である『東京経済雑誌』や『日本之商人』、あるいは商業新聞の先駆けである『中外商業新報』などでも共通に見られる。⁽⁹⁾ また、会社法の編纂は岸本辰雄参事官の下で第三編（商事会社）まで取調済みであり、⁽¹⁰⁾ 商法全体も元老院で議了し五月六日には内閣に提出されると報じられたかと思えば、商法は民法より至急を要しないため、その取調は民法の次となり、八月頃に終わる見込みとも報じられている。⁽¹²⁾ このように、旧商法の編纂・審議過程に関する記事は、施行の見込み時期を巡って二転三転しているが、こうした断片的な記事から、東京日々新聞が、旧民法とともに、旧商法（とくに会社法）の編纂に関して、大きな関心を持っていたことが知られるのである。

B. 法学士会の法典編纂意見に対する批判

明治三二（一八八九）年五月に、法典論争の口火を切ったとされる法学士会の「法典編纂二閱スル意見書」が発表されると、東京日々新聞は、その内容を紹介するとともに、⁽¹³⁾ 逸早く、これを批判する社説を、五月二一日～二五日の五日間にわたって連載した。社説「法典編纂に関する法学士会の意見」（『東京日々新聞』第五二六六号、第二面）、「法学士会の意見」（第五二六七号、第二面）、「法典編纂を促かせる事情 条約改正」（第五二六八号、第二面）、「法典編纂を必要とする事情 一 法律の不明瞭」（第五二六九号、第二面）、および「法典編纂を促かす事情 三 憲法の為めに促さる」（第五二七〇号、第二面）である。

この社説は、法学士会の意見書に対して、法学者の観点からは「同会の決議ハ誠に至当にして実ハ斯うなくてハ叶ハ

ぬ次第なり」と共感を示しながら、「目下我国の情況に照らして之を考ふる時ハ、啻に法典編纂ハ尚ほ早しと云へる単純なる理論を以て此編成の大業を制止すべくもあらず」と批判する。すなわち、法学士会は、法典編纂は大事業であり「欧洲に在ても独国英国の如きハ夙に負望の士に托して之が編纂に従事せしめ、勉勵幾歳月を費消し、稿を更むること又た数次、而して尚且つ未だ公然発布するに至らず、其事業困難にして慎重を要すること知るべき也」と言うが、「凡そ成典編纂の必要なるハ苟くも法律を学びたるもの、認むる所」であり、「亦た之を實際に行ふことの困難なるハ又た何人も争ハざる所たるハ言ふを俟たず、殊に欧洲各国の成典編纂ハ既に存在して且明瞭なる不文法律を明文に記録して編成するに過ぎざれば、編纂方法其宜きを得ると、明文ハ既成の法意を害せざるとの二者に注意を加ふれば」良いのであつて、「我国にて此事業を企てんにハ不文の法律さへも未だ完備したるものなき今日の有様なれば、之を明文に記して編成せんこと固より能ハざるべくよし之ありとするも、慣習先例区々なれば到底欧洲主義に基きて之を編纂せんこと思もよらず、左りとて其成熟するを待たんにハ幾百年の星霜を積むも到底成を告ぐるの日なからん」。それゆえ、「我国にてハ成典の編纂ハ尚早しと云はんよりも寧ろ全く出来得べからざることなりと評して可ならん歟、只だ我国に於て成典を編纂せんにハ凡そ各国普通の法理を経緯として、之に加ふるに我慣習法を以てせざるべからず、各国普通の法理を参酌せんにハ羅馬法を初として仏、伊、英、独の諸法に参考を求むるも亦た止むを得ざるものあらん、目下其筋に於て着手せらるゝ方法も亦た此外に出でざるべきを信するなり」と述べて、基本的に明治政府が推し進める法典編纂事業に賛成する立場を明確にしている。

社説は、さらに、「政治上今日の形勢より之を觀察して」、第一に条約改正、第二に日本法律の現状、第三に帝国憲法の要請から、法典編纂の必要を論じる。「第一に、我国法典の編纂を促したるものハ彼の条約改正」であり、「前外務大臣井上伯が在職の間、主として執筆せられしハ……条約改正事件にして……彼が論拠とする所益々鞏く法典を編

成して其公明を示すに非れば到底彼ハ改正を承諾せざる事となり、条約を改正せんと欲せば法典を編纂せざる可らず、法典を編纂せざらんとせば条約改正ハ断念せざるべからず、終にハ法典編纂と条約改正ハ密着離るべからざるの關係とハなりぬ：爰に法典編纂の挙を取り急ぐるに至れる有様なり。大隈伯代りて外務大臣となるに至りても其方法手段こそハ変ハれ、条約改正の目的を達せんとすることハ終始一にして、彼れ外人が要求する法典編纂の論拠も亦終始相變ることなし。苟くも斯る事情あるが故にハ法典編纂を中止すべしと云ハ、又た条約改正をも中止せざるべからず。如何して可ならん乎。是れ目下政治家及法律家の憂慮すべき一点である。第二に、日本法律が不明瞭であるという現状である。「抑も今日我々日本人が我生命財産を委託すべき法律ハ如何なる有様なるやを尋ぬるに、刑法治罪法を除きてハ其他に一定にして明瞭なる標準を發見する能ハざるなり：且つ我国の裁判例を尋ぬるに、凡そ正条あるものハ正条に拠り、正条なきものハ慣習に拠り、慣習なき時ハ道理に拠りて以て民刑凡べての訴訟を判決せしむ：正条なきものに至りてハ慣習を基とせざるべからず。然るに實際に至りて甚だ困難なるハ我国社会の進歩と慣習の変遷と相伴ハざることは是れなり：正理と云ひ道理と云ふハ其名ハ誠に美なりと雖も、何を以て其標準とする歟と云へることに附きてハ学者中実に一定の説なし、而して之を訴訟事件に適用するに至りてハ尚ほ々々困難にして人々区々なりと云ハざるべからず。それゆえ、「苟くも我国法律の斯る不確かにして且つ不明瞭なる有様なる以上ハ、幾分か標準とする所のものなかるべからず。標準とハ何ぞ、即ち法典を編纂して準拠する所あるを示すことは是なり。是れ亦た目下法典編纂を促かすの事情なりとす」。第三には、帝国憲法からの要請である。「憲法の未だ發布せられざるや国民挙げて其制定を望み、其發布せらるゝや億兆聖徳を頌して之を拝受し、歡極りて手の舞ひ足の踏むを知らざりしものハ何ぞや。全く同法に於て我々人民が権利自由を確認せられたるが故なり。然りと雖も、憲法独り人民の権利自由を作為保護する能はず、只法律をして之を作為せしめ之を保護せしめ法律に依らずして之を犯かさしめざるの保証を為せ

しものたるに過ぎざれば、苟くも法律の完全せざる以上ハ折角の憲法の条項も其効用を全くすること能ハざるなり」。

以上のような三つの理由から、社説は、「外に向てハ条約を改正して国権を伸張し、内に於てハ法律を確定して以て人民の権利を保全せんが爲めにハ、何れの途早く明文法典の編纂を促さざるべからざるハ又た止むを得ざるものあるが如し。若し我国法律にして英国の如く又た独国の如くならしむれば設ひ不文法律なりと雖も、吾曹ハ之を甘んじ之に安んじ明文法典の編纂を無用とし不可とすること、彼の法学士会が我国法律編纂に反対する意見の如くし、徹頭徹尾之を賛成するを躊躇せざるべきなり」と言うのである。

もちろん、社説もまた、外国法の無批判的な移植に反対であることは言うまでもなく、法学士会が「頻りに外国法律の輸入を恐るゝ如し、吾曹も亦た之を恐るゝ」が、しかし「外法なればとて、一概に之を排斥すべからず、其中にも法理の天下に普通なるものあり慣習の各国に異なるものあり、其相異なる部分ハ之を我国に適用せんと欲するも得べからず：：万般の諸法令何れも外法に参酌せざるものなし。尤も其中にハ多少我国に不適當の部分なしとせざれども、一般に之を論ずる時ハ啻に之れ無きに勝れるのみならず、其効用も亦た著しきものと云ハざる可らず。然らば則ち、何ぞ独り民法訴訟法商法等にして之を拒むの理あらんや。唯だ彼の家屬法の如き婚姻相続等凡そ人事に属する部分にして専ら其国の慣習を旨とする諸法に於てハ、頓かに外国の慣習に参酌すべからざるのみ。其他一般の法理を経緯として法典を編纂せば甚しき弊害ハなかるべき歟」と述べて、我国の慣習に留意しながら外国法を移植すれば問題ないとする。

そして最後に、「法学士会の意見を学者の議論として尊重し、学理に於てハ敢て之に對て反対を為さざるにも係らず、尚ほ一步を進めて以上の事情を開陳し今一考を求めんとす。若し他に良考按なしとせば、吾曹止むを得ず法典編纂を賛助せん。然れども、現在の草按ハ吾曹が賛する能はざる所又た其方法も未だ適當とハ認むべからず。故に吾曹

ハ尚ほ法典編纂の方法に付き当局者に向て充分に望む所あらんと欲するなり」と結んでいる。

以上のように、東京日々新聞は、①条約改正、②日本法律の不明瞭さ、③帝国憲法の要請から、「法理の天下に普通なる」外国法を盛り込んだ法典編纂を止むなしとして、法典編纂に反対する法学士の意見を退けるとともに、明治政府に対して、法典編纂の方法と内容に慎重な対応を求めるのである。

この東京日々新聞の社説に対して、山田喜之助が、「法学士会員の多数が英法学士なるを見て、全然法典編纂を不可となし不文法律を主張するものなりと誣ふるハ、抑もまた沙汰の限りなり。法学士会ハ法典編纂を不可となすものにも非ず、又法律ハ不文法律に限るとの迷想を懐くものにもあらず、只だ其編纂を謹み之を急促にせざるを主張するのみ」⁽¹⁴⁾と反論したが、東京日々新聞は、直接には山田に反論せず、「法学士会ハ妄りに急にす勿れと論ずと雖、果して吾立法事業ハ世の所謂急激に失するものなるや否を証明せず」という東四郎の論稿を掲載してこれを一蹴している。

さらに、東京日々新聞は、法学士会の意見書発表を承けて、六月二日に帝国大学で開催された法学協会講談会における、増島六一郎の法典編纂不要ないし時期尚早論⁽¹⁶⁾と鳩山和夫の法典編纂必要論⁽¹⁷⁾を掲載し、鳩山の見解を支持している。鳩山の演説は、「法律を作る事たる実に政治上の問題」であると確認したうえで、日本の現状は、条約改正の前提条件でもある、とりわけ、民事訴訟法、会社法、契約などが無法律状態にあり、裁判官の判断にも統一性がないため、一日も早く法典を編纂すべきだとの趣旨である。

この鳩山の見解は、前掲した東京日々新聞の社説と比較すると、帝国憲法に規定された権利自由の実現という観点を除けば、ほぼ同趣旨であると言つて良い。法学士会の法典編纂不要ないし時期尚早論は、主として旧民法に向けられたものであったとはいえ、東京日々新聞は、およそ法典編纂全般について、それを必要だとする立場を採っているから、ここには当然に旧商法も含まれていたと解される。

明治二二（一八八九）年後半から翌二三（一八九〇）年初めにかけて、商法関係記事はめっきり少なくなるが、会社法の規定内容について

既に其筋に於て編纂調査済となりたる彼の商法中会社法の部にハ会社創設の方法目的ハ申迄もなく其責任等に至るまで頗る緻密なる条項を設け嚴重なる取締法を網羅しありて充分維持の方法確定すべきものと見認めらるゝにあらざれば容易に新設或ハ資本金の増減等を為す事を許さざる事に規定しある由なれば同法律実施の上ハ狡猾者流が共謀して只会社表面の社名のみを立派にして株主を瞞着する等の奸策ハ一掃するに至るべしと云ふ⁽¹⁸⁾と期待を込めて紹介したり、また、商法全体の編纂過程についても断片的な記事を掲載するなど、⁽¹⁹⁾旧商法の編纂状況に関心を持ち続けている。⁽²⁰⁾

三 旧商法の公布以後

A. 関直彦社長の演説

前章で見たように、旧商法の編纂に好意的・肯定的であった東京日々新聞は、明治二三（一八九〇）年四月に入つて、近々官報で公布される旧商法の規定内容が漏れ伝わつてくると、⁽²¹⁾他紙に先駆けて、逸早く、旧商法の施行延期を主張するようになる。その契機となつたのは、四月九日頃に、東京日々新聞社長の関直彦が、東京府下の主要な実業家によつて組織された経新俱樂部において行つた演説である。⁽²²⁾

関は、近々公布される商法が、千ヶ条を超え一読することさえ困難なものであり、しかもその起草者は御雇法律顧問

問のロエスレルで、大部分はドイツ法を採用したものであるとはいへ、「仮令其の元素ハ独逸法たるにもせよ、商法の制定は目下の急務必要に依じて起りたるもの」である。すなわち、日本法の現状は「何の法律に依て裁決するを可とすべきや殆ど際限もなき有様なり。故に先づ不完全ながらも一の標準即ち商法を定めざれば、殆ど商売も出来ざる事と成り行くべし。今尚ほ早しとするも三年を待つか五年を待つかの替りあるにて遅かれ早かれ商法ハ制定せざるべからざるの場合に際会したりといふべきなり」と、株主の権限・代理人の契約など具体例を挙げつつ説明する。このように、関は、それまでの東京日々新聞や鳩山和夫の見解と同様に、日本法律の現状を鑑みて西欧法の受容を止むをえないものと受け止めているのだが、関は続けて、旧商法が「我国実業社会に適當するや否やを考究」する必要があると言ふ。「抑も如何なる法律たるを問はず……其の事實ありて然る後にこれを処分するが為に法律を制定する」のが順序であり「これに反して先づ法律を制定して事實を待つといふは、如何にも道理に適ハざる次第なり」。實際、我国において、為替手形・約束手形・割引手形の条例が公布されたにもかかわらず、割引手形は、その慣習が発達していない東京などでは十分に機能していないのを見ても「事實慣習に反したる法律は實際に行ハれざるを知るべき」であり、「今此の商法の草案を見るに、独逸の慣習に依て成れる条を其儘に移せしもの頗る多きに居るに似たり。日本と独逸とハ商業上の慣習を異にすること勿論なるに、直ちに其法を持来りて日本の実業家を支配するハ随分六かしき事なるべし」と、旧商法の実効性に疑問を投げかける。しかも、ロエスレルの商法草案序文を見ると、旧商法は「日本内地の商業を保護する……よりは寧ろ外国貿易を保護する為に制定せしものたるが如し。又其一つには条約改正を為す為に外国人をして日本の商売に信を置かしめんとての事たるに似たり」。なお「此の商法ハ内国の慣習を採用せざるものたること」も驚くべき一事である。一旦法律を制定發布すれば容易に改正することは難しいから、実業に非常な不便を齎しても直に改めることができない。「故に、実業者ハ能々商法を研究して充分に不便の点を調べ、強く其の改正を

請はざるべからず。幸に、東京にハ商工会あり、大坂神戸等にハ商法会議所あれば、是等の会員中より調査委員を設け、これを調査して貰ひたき事其なり。扱、これを調査するにハ、法律家をして其条文法律等を説明せしめ、実業家ハ實際の利害便否を講究し、其の調査を遂げたる上にて国会に建白するが宜しからん。然らずしてこれを打捨置けば、日本の実業ハ独逸の法に依て支配せられ、遂にハ実業を破壊せらるゝが如き結果あらんも測られざることを、予め覚悟ありたしと思ふなり」。

以上、要するに、関は、我國の商慣習を一切考慮せず、ドイツ法に全面的に依拠した旧商法が施行されれば、速やかな改正もままならず、実業を破壊する恐れがあるから、各地の商工会などが、法律家の協力をえて、實際の利害便否を調査することが何より重要だと言うのである。

こうした関社長の演説に呼応して、東京日々新聞の社説もまた、旧商法の施行延期を明確に表明するようになる。四月一九日〜二〇日に掲載された社説「商法実施の延期を望む」である。この社説は、四月二六日付で旧商法が公布される以前のものであり、その後、多くの新聞紙上で展開される施行延期論の中でもっとも早い時期になされた論稿であるから、少し長文であるが、引用しておこう。⁽²³⁾

関直彦氏が経新倶楽部に於て為せし演説ハ吾曹の意を得たるものたるに付これを前号の紙上に登載して世の実業家の注意を促がしたりき然るに此頃聞く所に拠れば商法ハ最早遠からざる中に発布せらるべく其の実施期限は来る廿四年一月と定められたりといへり果して風説の如くなるや否やハ吾曹の保せざる所なりと雖ども此説たる出処なき風聞とも見えざれば廟議或ハ此の如く決定せられたるにもあるべき歟吾曹ハ商法の規定を不必要の事なりとも言はず又其の発布ハ尚ほ早しとも申さざるべしと雖ども今日にこれを発して明年一月より実施せられんことハ寧ろ急激に過ぎて為に実業を害することあらんを畏るゝなり

抑も商法制定の事たる関氏の演説にもいへる如く今日の日本の商売は昔日に替りて新たなる会社も起り種々の新事業をも見る事とハなりたるにこれを支配する所の法律即ち商法に至りてハ未だ規定せられざれば商法に関する訴訟の起る事ありともこれが裁判を下すべき標準なくして詰る所ハ裁判官の意見に任せざるを得ざるが如き不安心千萬なる有様なれば仮令其の元素ハ独逸法たるにもせよ仏蘭西法たるにもせよ其の規定あらんこと目下の急務なりと雖へども左ればとて吾曹ハ今日にこれを発布して明春よりこれを行ふといふ程に至急を要すべき事情あるを見ざるなり元來政府が商法制定の事を必要として其の取調に着手せられたるハ右に述ぶる如く商法に関する訴訟の起る事ありともこれを裁判すべき標準なき様にてハ第一今日の外商との貿易日に其歩を進むるの時に当りて大なる差支ありとての事にて其の意味ハ商法草案の序文にも示されたれば敢て一時の事情に迫りて思ひ立たれたる事に非ざるを知るべしと雖ども一方よりこれを見れば法律取調所が昨年中の勉強ハ実に非常とも云ふべき程にて殆ど夜を日に繼て其の取調に従事し頻に其の成功を急がれたるは条約改正の事に関して諸法律の制定を要すべき事情ありての事たりと八十目の認むる所たりき而して商法も亦其の法律中の一部たるハ固より言ふまでもなき次第なり若し法律取調所が右の如く其の取調に勉強せられたるハ何も条約改正に關係を有しての事にハ非ず条約改正ハ条約改正法律取調は法律取調にて自から別事なりと言はゞ吾曹ハ何が故に日本の事實慣習を外にし専ら外国の法律を基礎として取調べられたる法律を少しの猶予をも与へずして実施せざるべからざるの必要あるかと問はざる可らず先づ商法に就て申さば彼の商法草案の序文に所謂「日本の旧慣に於てハ商業上の關係に定規を立てざるもの多きに居る或ハ之を立つるあるも未だ缺漏なきを免れざるあり此の缺漏たるや内外人の貿易上に於て殊に感觸せざるを得ず蓋し外国貿易上の急務と為す所ろハ併せて内国の商業上に影響すること素より已むべからず故に内国商業上に就ても亦た新たに法律を制定せざるを得ざること知るべし況んや日本の商業物産ハ勢ひ年々

倍外国の商業物産に依準すべきに於てをや且つ既に日本人民の商業をして各通商国人民の商業と平等の地位を得せしむるの急切なりとする時ハ法律に於ても亦た必らず然らざるを得ず」といへるは寔に知言にて内外の貿易日を追て盛んなるの今日に在てハ必らず此の如くならざるべからずと仮りに首肯するとも亦た未だ今日にこれを發布して明春よりこれを行ハざるべからざるの必要あるを見ざるなり抑も日本が外国と交通を開き貿易を為せしより以来已に三十余年を経過したりき最初の程ハ貿易も寥々たる有様にて何程の取引もなかりしなれば暫く言ハず漸く其の盛況を現ハせしより今日に至るまで幾星霜を経たれどもまさかに商法の制定なきが為に商売は出来ずといふ程の障碍ありしとも見えず又た商法を設けたればとて俄に今日に倍せる貿易の盛況を見んことも難かるべし左れば昨年に於て法律取調所が非常の勉強にて其の成功を急がれたるハ条約改正を成さんが為めには法律の制定を取急がざるべからずとの事たりと認めんこと失当なるまじと思ハるゝなり然るに条約改正の事ハ恰も立消の姿となりて今日となりてハ何時再び談判を開かるゝ儀にやそれさへ相分らざる事となりたるに法律の一方のみは昨年と同様頻に其の發布実施を取急がるゝが如くなるハ何ぞや或ハ外国をして条約改正に異議を容れしめざらんが為めにハ先づ以て諸法律を發布してこれを実施せざるべからずとの事ならんも測られざれども吾曹ハ本来条約改正の為にハ日本に行はれざる法律をも制定すべしといふの議にハ同意を表すること能はざるなり況んや法律制定の一事を以て直ちに對等の条約を買得べしとハ思ハれざるに於てをや是れ吾曹が来年一月より商法を実施せらるべしとの義ならんにハこれを急務なりとして其の延期を望む所以の一なり

商法制定の事たる其の序文に見ゆる如く日本の旧慣に於てハ商業上の關係に定規を立てざるもの多く或ハこれを立つるあるも亦缺漏ありて今日の商業世界に用ふべからざれば専ら独逸法を基礎として其の規定を立てられしことは是非なき次第なりとするも立法者の意ハまさかに日本古来の慣習ハ甚だ不規則千萬なれば此際寧ろこれを打破

するこそよけれ如何に実業者が迷惑を感ずるとも又商業上に急激の変動を与ふるとも其辺の事は更に頓着するに及ばずとの事にもあるまじ唯だ日本の旧慣にてハこれを以て内外の貿易日に盛んなるの今日に行ふべき商法たらしむべからざれば已を得ざるも外法を採用せられたるまでの事にてこれが為に商業上に其害を流さんことは固より其の欲せざる所たるべきなり果して然らバ日本の旧慣に於て如何にも法理に乖戻し今日に行ふべからざるものあらバ格別なれども然らずして既に現時商業社会の慣習となりこれに依て金融の便利ともなり実業者の利益ともなれる類の事ハ妄にこれを打破して為に実業上の運用を妨ぐるが如き事なき様に致したき事共なり然るに遠からざるに發布せらるべしといへる商法ハ何人の手に成りしやといへば独逸人ロイスレル氏の起草に係れるものにて氏ハ独逸の商法にこそ明かなるべけれ日本の事ハ更にこれを知らざる人なれば斯くせば日本の商業上に変動を与ふるの畏あり斯くせば実業者ハ迷惑を感ずべしなど云へる心配あるべからざること勿論なり又其の調査に当れる人々とても法律にこそ精しかるべけれ実業上の事ハ一向に其味を知らざる人物なれば此条の如くに制定せば某々の事業にハ云々の影響を及ぼすべしなどいへる者ありとも思はれざるなり斯る人々の手に成りし商法なればこれを發布せられたる上実業者よりこれを見れば此条の如くに行ハれてハ大変なり斯くてハ商売も出来ず取引も叶はずと狼狽するが如き事なしとも言ひ難し現に関氏の演説中にも見ゆる如く質権ハ債権に先だちて生ぜずといへる条にして行はるれば現時諸銀行に行ハる、コルレスボンデンスの事の如きは一日も行ハれざる事に成り行くべしと云へり此外にも尚ほ此類の事あらんも測られざるにこれを今日に發布して明年一月より実行せらる、事となりては其の商業上に急激の変動を与へ実業者に迷惑を及ぼさしめんこと蓋し免かれざる所なるべし是れ吾曹が来年一月より商法を実施せらるべしとの義ならんにハこれを急劇なりとして其の延期を望む所以の二なり商法にして發布せらるれば差向き直接の影響を蒙るべきものハ実業社会にて是等の人々は商法の実施せらる、以

前に先づ其の条文を講究してこれを胸中の記憶に存し置かざるべからず然らざれば知らず商法に抵触するの事ありて為に権利を失ひ利益を空くするの畏なしとせざるなり然るに商法ハ草案よりハ条項を減削せられたりと聞けども尚ほ千六十余条といへる大層なるものなりといへバこれを通読するさへも日々業務に忙ハしき実業者の身に取てハ中々容易の事にハあるまじ況してこれを講究して第何条にハ云々の規定ありと胸中に記憶し置ん事などは半年十ヶ月の間にハ所詮能はざる所なるべし左れば商法ハ今日にこれを發布せらるゝとも来年一月迄には十ヶ月を出でざるに此の日子中に商法を講究し記憶すべしと実業社会に責るは寧ろ其難きを望むの事たりと云ハざるべからず実業家ハ商法第何条には何々の規程ありとも覚えざる中に商法ハ既に実施せらるゝ事となりてハ勢ひ商法に抵触するの事ありて為めに損害を蒙らざるを得ざるべし斯くてハ何事にも先づ商法を吟味したる上にてといふ様なる事に成り行きて其の商業を停滞せしむること少なかるまじと思ハるゝなり是れ吾曹が商法実施の延期を望む所以の三なり

右に述る如き障碍あるに付吾曹は仮令遠からざる中に商法を發布せらるゝとも来年一月より実施せらるゝといふが如き急激なる事ハ先づ見合ハされ少なくとも三ヶ月くらはは実施に猶予を与へられんことを望まざるを得ざるなり実に此の商法の為に商業社会に急激の変動を与へ為に実業を破壊し停滞せしむるか如き事あるに至りてハ其の日本の為に不利なることこれより甚だしきハなければ宜しくこれを実施する前に実業者をして篤と其の利害便否を講究するの猶予を得せしめ果して実際に行ハれ難く実業に害あるを認むる時は当局者も亦其の改正に吝ならざるの勇なかるべからずそれにハ東京にハ商工会あり大坂神戸等には商法会議所ありて実業社会の意見を聞き得べき便利あれバ当局者は是等の場所に就て其の意見を聞^つれて然るべし又本年にハ帝國議會も開かるゝ事なれば或ハ商法に関する建議なきにも非ざるべし此の如く政府は其の便否利害を聞き得べきの道あれば唯今の処にてハ先

づこれを發布するに止めて実施といへる一段は姑く後年を期せらるゝ方然るべしと思はるゝなり然らずして今日にこれを發布して明年一月より実施するといふが如き急激の事を行はれたらんにハ折角商業を保護し実業を進むるの目的を以て制定せられたる商法ハ却て商業を破壊し実業を紊乱せしむるが如き意外の結果を見ることあらんも知るべからず当局者請ふ吾曹の言を捨ずして更に省察する所あれ

以上のように、東京日々新聞は、関社長の演説を敷衍して、商法編纂の必要性は認めながらも、もっぱら条約改正(しかも交渉が頓挫している)のためという理由で、「何が故に日本の事実慣習を外にし、専ら外国の法律を基礎として取調べられたる法律を少しの猶予をも与へずして実施せざるべからざるの必要あるかと問はざる可らず」と、僅か八ヶ月後の明治二四(一八九一)年一月からの急激な実施に異議を唱える。まずは実業家たちに規定内容を理解する時間的余裕を与え、広く実業界の意見を求め、必要があれば帝国議会の議事に付すべきであり、「唯今の処にてハ先づこれを發布するに止めて、実施といへる一段は姑く後年を期せらるゝ方然るべしと思はるゝなり。然らずして今日にこれを發布して明年一月より実施するといふが如き急激の事を行はれたらんにハ、折角商業を保護し実業を進むるの目的を以て制定せられたる商法ハ、却て商業を破壊し実業を紊乱せしむるが如き意外の結果を見ることあらんも知るべからず」と結論するのである。

旧商法について施行延期を求める一方、旧民法および民事訴訟法については、その外国法依存に警鐘を鳴らし、その実質的効力に疑問を呈し⁽²⁴⁾、用語の新奇・難解さを指摘してはいるものの⁽²⁵⁾、施行延期を訴えてはいない。旧民法は、当面、その施行期日が、明治二六年一月と、旧商法と違い、施行期日が差し迫っていなかったからにはよかならない。

B. 東京商工会の施行延期運動

旧商法が公布されると、東京日々新聞は、その目次を掲載してはいるが、その条文そのものを詳しく報じること、あるいはまた、条文内容について注釈・解説することもなく、⁽²⁶⁾同名「合名」・合資・株式の区別や商業帳簿の作成義務など、旧商法について実業家に注意を促した松尾清次郎の講演（四月二五日に東京府京橋区公民会で行われたもの）⁽²⁷⁾など、もつぱら、旧商法に対する実業界の不信・不安感を示す記事を掲載し、さらに、前述した社説「商法実施の延期を望む」でも主張したように、一二月に招集される帝國議會に、民法・民事訴訟法・商法の審議を委ねるべき旨を訴えている。⁽²⁸⁾

旧商法に対する実業界の反応という点では、東京商工会（会頭渋谷栄一）の動向に注目しなければならない。東京商工会は、旧商法公布後の五月二四日、第四〇臨時会を開き、商工業者が旧商法の「意義ヲ討尋」して、服従しうるものか否かを査察するため、「商法質疑会」を設置することを決定した。⁽²⁹⁾また、同会終了後、増島六一郎による商法談話が行われ、この談話において、増島は、旧商法の規定が、いかに新奇な規定であり、日本の商人社会の实情に適合しないかを訴えた。この増島の全面的な施行反対論と、加えて、六月二八日に元老院が内閣に上奏した「商法施行延期ヲ請フノ意見書」に後押しされる形で、東京商工会は、七月二一日の第四一臨時会で、阿部泰蔵から提出された「商法施行延期ノ義」を修正可決し、八月二七日付で、山田顕義司法大臣に宛て「商法施行ノ延期ヲ要スル義ニ付意見」を提出した。当初の阿部の意見書には、会社設立や破産については法的規制が急務だとの認識があったが、山田宛ての建議書には、その部分がすっかり抜け落ち、旧商法の新奇性のゆえに十分な理解と準備に相当の歳月が必要であり、

施行期限が窮迫しているため、施行されれば、充分に規定内容を理解できない大多数の商人に不利益が及び、ひいては国家の経済にも悪影響がでることが憂慮されるところという趣旨であった。東京商工会は、この意見書の内容を全国の商業会議所ないし商工会に送付して、同旨の施行延期請願をなすよう呼びかけを行ったのである。

東京日々新聞は、実業界の旧商法施行延期運動を牽引した東京商工会の動向に絶えず注意を払い、第四〇臨時会で⁽³⁰⁾の決議や増島の講演⁽³¹⁾、法律質疑会の様子⁽³²⁾などを逐次報じ、さらに、元老院の延期決議と東京商工会の施行延期建議⁽³³⁾に⁽³⁴⁾呼応するように、四月の社説に次いで、再び、旧商法の施行延期を強く訴える社説を掲載した。七月一三日の社説「商法実施の延期を望む」がそれである。⁽³⁵⁾

商法実施の期限延期すべしとの論一たび元老院に起りしより忽ち同院議員の賛成を得て内閣に建議せられたりとの事は吾曹前号の紙上に報道したれば読者ハ既にこれを知らるゝなるべし吾曹ハ夙に商法実施延期説を主張せしものなり其の延期を望みたるハ来年一月よりこれを実施するといふが如き急激の沙汰に出で、ハ其の商業社会を攪乱し実業家を苦ましむること容易ならざるべしと思はるればなり此事敢て智者を待て知るべき程の事にも非ざるに如何なれば当初元老院に於ては容易すくこれを可決せしやと怪まれたるに今にして其非を悟り延期説を内閣に建議せしこと頗る吾曹の意を得たるものなりとす此上ハ内閣が元老院の建議を採用して実業家に安堵を得せしめんこと吾曹の深くこれを冀望する所なり

凡そ如何なる法律たりとも其国の慣習に適はず事実⁽³⁶⁾に背馳せるものは実際に行はれ難きこと知るべしと雖ども商法の如き実業社会を支配するものハ尚ほ更ら然らざるを得ざるなり然るに我が商法は既にこれを制定し發布せられたる以上は日本の商法にハ相違なしと雖ども其の元素は独逸より輸入せられたるものなれば我が商業社会の慣習と事実に適ざるもの甚だ少なじとせざるなり加之ならず其の法文ハ從來我が国民が見もせず聞きもせざる文字

にて全条を填められたりと云はんも過言ならざるが如き法律なれば一通り文字を読み事理を知るものにも中々これを解するに困難なる所なしとせず況して従来営利の事にハ抜目なきも学問の事にハ心懸なく其の日々の業務に煩忙なる実業家が營業の余暇の研究位にて僅なる年月の間に之れを了解し識得せんことは所詮望み難き所なるべし実業家は商法既に發布せられたる以上は其の規定に従ハざるべからずとの覚悟あるも右に述る如き次第にて未だ其の法文をも了解し識得せざる中に早くも実施期限となりて實際に其の制裁を受けるに至りては如何なる困難を受け如何なる迷惑を蒙るべきやそれこそ実業社会ハ商法実施の為に攪乱せられて其の適従する所を知らざるに至るべしと思はるゝなり政府が商法を制定發布せられたるは我が商法を保護し進歩せしめんとての事にてあるべきに實際に於てハ啻に其の目的の如くならざるのみならず却て実業社会を攪乱し実業家に容易ならざる困難と迷惑とを与ふるが如きことあらんにハ決して商法制定の趣意にも適はざるべし是れ吾曹が深く内閣が元老院の建議を採用して其の実施期限を延期あらんことを冀望する所以なり

実業家なるものハ彼の政談家の如く囂々として其利害を新聞紙若くは演説等に述べざれば商法実施期限延期の声甚だ世に高からずと雖ども吾曹情ら實際ハ就てこれを聞くに其の延期を冀望するは実に実業社会の輿論たるを知るなり故に政府は吾曹が前に開陳せる所は当業者の輿論を代表するものと認められて可なり想ふに政府ハ既に一たび商法を發布し其の実施期限を定められたる以上ハ容易くこれを変更せんことハ其欲せらるゝ所にもあるまじ殊に其の制定の衝に当れる主任者は尚更延期の説に反対あるならんと思はるれども輿論既に延期を望むのみならず急激の実施ハ実業社会を攪乱するの畏ある以上は翻然延期に改むること良政府の事にてあるべけれ一たびこれを定めたればとて飽まで前議を固執するが如きは吾曹が政府の為に取らざる所なり

このように、東京日々新聞は、旧商法の施行延期は「実業社会の輿論」であるとして、元老院の施行延期建議を支

持したうえて、さらに、七月二四日には、東京商工会の施行延期建議を高く評価する社説「東京商工会臨時總會⁽³⁶⁾」を掲載する。

去る廿一日午後七時四十分より木挽町なる東京商工会議事堂に於て同会の臨時總會を開き阿部泰蔵氏の建議に係れる商法実施の延期案を議決せし次第は前号の紙上に登載したれば読者既にこれを知らるべしと雖ども尚ほ其の要領を挙げバ同会の議論ハ第一 商法実施延期の事、第二 商法全体の延期を願ふ事と商法の一部を採用して余は延期する事、第三 全国商工会の輿論と共に運動する事、第四 期限を定むるか（明治廿六年一月一日）或は建議案の如く数年の後に為し置くかの数派に分離せしが其決を取るに及び第一第三は無論同意確定に決し第二は商法全体を延期し第四ハ期限を定め民法実施と同時に為す事に決し右起草者は商法質疑委員に托する事に定まりしものなり

抑も明年一月より商法を実施あらんことハ實際に於て其の困難を覚ゆる所なれば宜く其の実施期限を延期せらるべしとハ吾曹の素論にして其のこれを發議せしは去る四月中商法未だ發布せられざる前に於てせしものなれば斯く言はんは嗚呼がましけれども此の議論ハ蓋し吾曹の主唱なるべしと信ずるなり然れども當時に在てハ只商法ハ近々發布あるべしと聞ゆるのみにて如何なる商法たるやといふ事さへこれを知らざるもの多かりし折柄なれば未だ大に世論を動かすに至らざりしと雖ども実業家の幾部分はこれが為に注意を起したるは吾曹の正しく知れる所なりき其後商法の發布となりて見れば成程六つかしき法文にて随分書を読み事理を解し得るものにても解し難き程の品物なれば吾曹が直ちにこれを明年一月より実施あらんことハ困難なりとて其の延期を望みたるも無理ならずと悟りたる人蓋し少なきに非ざりしなるべし是に至りて元老院議官中にも吾曹と其の感を同ふする人ありて遂に商法実施延期説を可決しこれを内閣に建議せしより此説大に勢力を得て世上の一問題とハなりぬ斯りければ延

期を不可なりとする向にてはこれを打捨て置き難しと思はれけん山田伯爵の如きハ内閣に於て元老院の建議に反対せられたりとの聞えあるのみならず一の意見書を作りて商法の速に実施せざるべからざる所以を述べて延期説を攻撃せられたりしが彼の延期説の主張者たる村田元老院議員ハ此議に對して論争を開かざるに係らず世上更に山田伯の議に同意するものあらざるを見れば実業社会ハ勿論一般に於ても明年一月より商法を実施せんことハ其の能ハざる所たるを認むるを知るべきなり

右商法実施延期の義に關しては吾曹既に詳に所見を述べたるに付今又これを反復せずして可なり唯だ爰に一言すべきは商法は実業社会を支配する法律にして直接に其の利害を感ずるものは即ち実業家なれば実業家が商法に對して如何なる感覺を有し如何なる所見を懷くといへる事は政府も篤とこれを察せざる可らず吾曹東京商工会臨時会の議事を聞くに或は千六十四条に渉る此の大法典を僅々四五ヶ月間に知らんとすること到底能ふべきの業に非ず且つ従來の習慣營業法に違反したる条項少なからざるに俄にこれを法律思想に乏しき商人の上に加へられては營業上諸種の困難に遇て意外の不幸を蒙るもの陸續踵を接するに至るべしといひ或ハ商法実施ハ實に我々商業社会に取て生死を此の一挙に決する程の大敵なれば全国商工者にも延期の建議を勧誘すべしと論じ或は我々には商法は少しも了解し難し斯る分らざる法律を此の短日月中に実施せんこと到底能はざる所なりと唱破し會長が法律論は兎もあれ願くは斯る点は營業上不都合なり此点ハ習慣に相違せりと成るべく商工者たる實務上の意見を話されたしと注意ありたるに係らず分らずといへる声のみ益々会場に高くなりて遂に前に掲ぐる通りの議決を為したりき此の議事中或は過激に渉れる議論なきにも非ざりしなるべしと雖ども其分らずといへるは吾曹亦敢てこれを無理とはいふこと能はざるなり兎に角右東京商工会臨時會にて実業家が商法に對せる感覺と所見の程明白に相分り即ち商法実施期限の延期を望めるは実業社会の輿論たるを知り得たる以上ハ政府も亦た其望を容れて

延期せらるゝこそ然るべけれ斯く実業家が其の実施期限に苦情を抱けるに係らず一たび其の期限を定めればとて固く執て動かざるはこれを執拗政府の事といふべくして良政府の所為とは思はれざるなり

東京商工会の施行延期建議によつて、旧商法が実業界の慣習に馴染まず、施行延期が「実業社会の輿論」であることが決定的となつた以上、政府は、この建議を容れるべきだとの趣旨にほかならない。

実業界に配慮して既存会社に対する旧商法の適用を一定期間猶予する商法施行条例の制定⁽³⁷⁾や旧商法の施行断行を求める大阪商法会議所の意見⁽³⁸⁾についても、雑報で小さく触れられてはいるが、その詳しい内容は一切報じられていない。他方、施行延期を求める小倉商法会議所と栃木県那須郡烏山町商人⁽³⁹⁾、あるいは京都商工会議所の施行延期建白書⁽⁴⁰⁾提出の動き、さらには東京府下において結成された商法延期同盟会の決議内容⁽⁴¹⁾が、逐次掲載されている。東京日々新聞は、一二月の帝国議會に向けて、旧商法施行延期論に傾斜した記事を報じる姿勢を、ますます強めていくのである。

四 第一帝国議會における施行延期法案審議

A. 帝国議會への施行延期請願

第一帝国議會在開会されると、二月二三日、東京商工会は、貴族院議長伊藤博文および衆議院議長中島信行に宛て、請願書「商法施行ノ延期ヲ要スル義ニ付請願」を提出した。この請願は、八月に司法大臣山田顕義宛てに提出した意見書に加筆して、旧商法の条文中、実際に適応せず商人に不便を来すものが少くないため施行を延期して相当の修正を希望する旨を簡潔に述べたうえで、商業の実態に不適応な条文とその理由を具体的に摘示した「意見書」を

添えたものである。⁽⁴²⁾

東京日々新聞は、この東京商工会の請願・意見書の全文を掲載するとともに、⁽⁴³⁾東京府下における施行延期請願の動きを連日のように報じている。

雑報「商法延期の請願」(二月二日)⁽⁴⁴⁾

来る廿四年一月一日より実施せらるゝ商法に付ては今より僅に三週間の時日を余るのみ此際実業者に於ては之れに應ずるの準備あるや否又弥々実施せらるゝに当ては實際上不利不便の廉なきや否ハ目下緊急の大問題にして実に軽々視すべきものにあらずとて此度府下有力なる法学者及熱心なる実業者は此の新法に付て(第一)日本商業習慣に背反したる規定多き事(第二)文字画一を欠き必要な箇条の規定多き事(第三)法理に背反したる規定多き事(第四)不完全なる法典ハ經濟上非常の激変を来すの大弊害ある事(第五)施行期限の短き為め熟知する猶予なく却て奸商を助けて良賣の害を蒙らしむべき事其他種々欠点あるを以て之れが修正審査を乞ふべしとて実施の延期を両議院に向て請願する事に決し昨今実業者其他有志の調印中なるが不日両院へ請願書を差出すよし

雑報「商法実施延期の請願」(二月二日)⁽⁴⁵⁾

深川及び蠣壳町の正米問屋の有志諸氏は今明日中に商法延期の請願書を両院へ提出せんとて奔走すればそれより一足お先へと東京株式米商両所の仲買は昨日衆議院議員の紹介をもて同院へ同法延期の請願書を差出したりと之れに劣らず先頃より運動する商法延期同盟会の人々も同じく此の両三日中請願書を提出せんとて夜の目も寝ず殊に明後十四日正午より浅草鷗遊館にて商法大演説会を開くといふ斯くまで人に……商法も亦た窮せる哉

雑報「商法延期説と府下の豪商」(二月一四日)⁽⁴⁶⁾

商法実施延期の問題は已に衆議院議事日程の上りたるが猶これに勢援せんとにや豪商前川太郎兵衛、小林吟次郎、

杉村甚兵衛、中村徳太郎、薩摩治兵衛、堀越角二郎、市田善兵衛の諸氏を始め重立たる商業家数百名及東京米商会所株式取引所両仲買人各商業組合等を合せて二千人数も連署したる請願書を遅くも明十五日迄に両院へ提出するとの事なり又商工会にても一昨日残らず調印済にて明日中にハ必らず請願の手續に及ぶといふ

雑報「商法延期請願」(二月一六日)⁽⁴⁷⁾

府下の豪商薩摩治兵衛氏外百数十名の商法延期請願書は愈々昨日商法延期同盟会員木村久米市氏総代となり衆議院議員太田実藤田茂吉両氏の紹介を経て衆議院へ提出せられたり又た高野藤吉小布施新三郎氏外数百名も片桐起太郎氏総代となり箕浦勝人太田実両氏の紹介により昨十五日同請願書を衆議院に提出したり

さらに、二月一四日に浅草鷗遊館において開催された商法延期大演説会の高揚した様子を伝える。⁽⁴⁸⁾これに対して、施行断行派の動きについては、僅かに、末松(光明寺)三郎について記されているのみで、⁽⁴⁹⁾博文館系経済雑誌や明治法律学校など法律学校機関誌の断行論の内容や集会の様子については、まったく報じられていない。

B. 施行延期法案の議決

二月一五日、衆議院において、永井松右衛門から商法及び商法施行条例の施行延期法案が提出され、翌一六日に可決された。東京日々新聞は、衆議院での審議の様子を傍聴筆記で伝えるとともに、⁽⁵⁰⁾旧商法の施行期限は天皇の大権によって定められ議会の権限でない旨の、箕作麟祥司法次官の発言が、法案賛成派を利する結果となったことを伝えている。⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾東京日々新聞が、この衆議院での議決を歓迎したのは勿論であり、二月一九日の社説「商法延期に関する衆議院の議決」で高く評価した。⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾

商法実施延期すべしとの動議衆議院の議案となりて去る十五日より議事を開きたりしが翌十六日に至りて出席議員二百五十六人の中六十七票に對する百八十九票の多数にて三読会を省略して延期説に確定したること吾曹が既に読者に報道せる如し抑も商法実施延期すべしとは吾曹の素論にして斯く申すは嗚呼がまじけれども我が東京日々新聞に先だちてこれを論じたるものあるを見ざれば此議に關しては吾曹実に其首唱たりといふを憚らざるなり左ればとて吾曹は敢て商法編纂せずして可なりと云はざるのみならず自から進んで法典編纂論者たりといふものなりと雖ども既定の商法の如きは決して直ちにこれを実施するを可なりとすること能はざるなり其の然る所以は既に屢々これを論じたれば今又これを再三するの要なしと雖ども元來万般の事業中商業の如きは最も慣習に依て行ハるゝものなればこれを支配する法律に於ても亦宜く慣習に戻らざらんことを旨とせざるべからざるに我が商法は日本の慣習ハこれを第二に置き専ら独逸の商法を移し來りたるものなれば其の我が商業の慣習に背馳する所あるハ勿論其の条文に於ても一種不思議の新文字ありて普通の學者は扱置き法律の思想あるものにてさへ解し難き程の難物たるにこれを明年一月より実施せられては商業家は知らず識らざるの間に法律に触れ損失を蒙むる事ありて殆ど手も足も出し兼る事と成り行き其及ぶ所ハ我が商業社会を紊亂せしむるの畏あるに付扱こそ吾曹ハ率先して商法実施延期説を唱へ出したるなれ然るに衆議院議員の多数は吾曹と其意を同くして延期説に確定したるは吾曹の最も満足を覚ゆる所なり

衆議院の議決ハ右の如くにして又商業社会の紊亂を防がんには宜く然らざるべからざれば貴族院に於ても蓋し同様の議決を為すことならんと思はるゝと雖も聞くが如くならば衆議院にて実施説を取て失敗せし少数の議員は陰に貴族院に手を廻して衆議院の反対に立たしむるの計画を運らすものあるが如くなりといへり然れども議員は宜く独立を保たざるべからざるに貴族院議員にハ殊にこれを要すれば假令衆議院の失敗議員が如何なる手段を用ひ

て遊説を試みたればとて貴族院議員にしてこれが為に動かされて其の独立を誤るが如きことあるべしとは思はれざれば仮令衆議院議員の勸導なくとも商法実施すべしと思へる議員は延期説に反対すべく又これを実施すれば商業社会に害ありと見込める議員は延期説を主張するに疑なかるべし而して来年一月より商法を実施しては商業社会に容易ならざる迷惑と不利とを及ぼさんこと必然にて其のこれに反対するは既に一世の輿論ともなれる今日なれば彼の事理に達して利害を見るに明かなる貴族院議員の多数は蓋し衆議院の決議と同意にて延期説に確定するならんと思はるゝなり

衆議院に於ては既に商法実施延期説に確定したり而して貴族院にても亦同様の決議を為さんには既に来年一月より実施することに定まりたるを延期せんことは内閣の欲せざる所なるべしと雖ども議会の決議を貴重するは内閣の徳義にて其の立憲政体を行ふに至りては宜く然らざるべからざれば吾曹は内閣がこれを上奏して議会の決議の如く裁可あらせ玉ふ様に補賛し奉らんことを望まざるを得ざるなり然らずして一旦既に公布せられたる上はぜひなしとしてこれを不認可せらるゝ如きことあらんには啻に内閣と議会との円滑を失ふの畏あるのみならず内閣が聖徳を補賛し奉るの道を得たるものにも非ざるべし

東京日々新聞は、続いて、貴族院での審議の様子を傍聴筆記で記し、二七日の天皇裁可に至るまでの経緯を逐次報告し、山田顕義司法大臣の辞職問題に触れつつ、二七日、これまでの旧商法施行問題を総括した社説「商法実施延期」を掲載した。⁽⁵⁸⁾

先に衆議院に於て商法実施延期案を可決せしこと最も吾曹の意を得たる所なれば此上は貴族院に於ても同様の議決あれかし又両議院とも延期の議決を為す上ハ内閣に於てハ来年一月より実施すべしと定まりたるを今更延期せんことは其の欲せざる所なるべしと雖ども苟も輿論を貴重するの美德を表せんにハ其の議決を容れて延期の御裁

可を下させ玉はん様に上奏ありたき事なりと望みたるに吾曹の冀望空しからずして貴族院に於ても同様延期の議決を為し又内閣に於ても此上は其の議決を容れざるべからずと一決して延期の上奏を為したるに 聖上にハ民意を重んじてこれを御裁可あらせ玉ふ由に聞ゆるぞ有り難き

抑も商法実施を不可なりとするは吾曹の素論にして敢て自ら誇るに非ざれども輿論に率先して其説を唱へたるは読者の知らるゝ所なるべし本年四月の初め我が社長関直彦氏が経新倶楽部の会場に於て為せし演説ハ吾曹と其の意見を同くするに付これを同月十日同十一日の紙上に登載したりきは是れ実に商法に關して輿論を喚起したるの初めなりとす今其説の概要を掲ぐれば云く此の商法は大体の法理より云へば敢て悪しとハ申さざるべし然れども日本の商法として果して我国実業社会に適當するや否やを考究せざるべからず抑も如何なる法律たるを問はず商法にても民法にても刑法にても其事實ありて然る後にこれを処分するが為に法律を制定するを順序なりとすこれに反して先づ法律を制定して事實を待つといふは如何にも道理に適はざる次第なり蓋し慣習は事實を支配する為に生ずるものにて婚姻戸籍契約等皆然らざるはなし其の漸く進むに従ひ此の慣習を取て成文法律と為す時には事実と法律と齟齬することなかるべし然らずして将来の事を予想しこれに適ふべき法律を予め設け置く事は如何なる聖人賢人にてても為し得べき事に非ず今此の商法の草案を見るに独逸の慣習に依て成れる条を其儘に移せしもの頗る多きに居るに似たり日本と独逸とハ商業上の慣習を異にすること勿論たるに直らに其法を持來りて日本の実業家を支配するハ随分六つかしき事なるべし又此の商法の制定は原案起草者の言ふ所を見るに日本内地の商業を保護するの目的よりは寧ろ外国貿易を保護する為に制定せしものたるが如し又其一つには条約改正を為す為に外国人をして日本の商売に信を置かしめんとての事たるに似たり茲に尚ほ一の驚くべき事あり即ち此の商法ハ内國の慣習を採用せざるものたるハ原案者が日本の商業慣習は本案に編入せずと自白したるに依て分明なり左ればとて

余は必ずしも外国の法を取る事八十が十まで悪しとは申さず先づ十ヶ条の中五ヶ条くらいは何処の国に行ひても宜しかるべし例へば契約は双方の同意を要すといへる事の如き又代理人の権限の事の如き又人に損害を与ふれば損害賠償の訴を起すといふ事の如きは法律語の所謂普通法理にて世界一般に通用するものなりと雖ども民事商売上等従来其国に行はれ来りたる慣習の爲に成立て法律となりしもの即ち所謂格別法理に係る分は各国互に其宜を異にすれば何処にも行ハるべきものに非ず然るに日本商法は十中八九まで独逸法にして其中格別法理の部分を含蓄するものと見る時は少なくとも此分丈は我国に行はれざるべきに付実業者は能く商法を研究して充分に不便の点を調べ強く其の改正を請はざるべからずといふに在りき然るに其後東京商工会には有志者会同して商法を研究し大坂京都神戸等の商法会議所に於ても亦同様其の研究に取掛りたるハ吾曹の論旨を空しからしめざりしものなりといふべし其他時に応じ機に乗じて商法実施の不利有害を論じたること一応二応に止まらざれば吾曹が商法実施延期の事に力を尽したるハ自から其浅からざるを信するなり

然るに衆議院に於て商法実施を不可なりとするの理由を見れば大要右に掲げたる論旨に外ならず貴族院に於ても亦同様にて共に延期に決したるは敢て吾曹の論与かりて力ありとは云はざれども輿論に率先して其論を為せし末に此の結果を得たるハ吾曹が頗る面目に思ふ所なり將た内閣が輿論を貴重して両議院の議決を容れたるハ議院開会の初に於て其の好例を作りしものといふべく又 聖上がこれを裁可あらせ玉ふに至りては今に始めざる事ながら聖徳の勝れさせ玉へるを感拝し奉らざるべからざるなり

東京日々新聞は、自紙こそが旧商法施行延期を最初に主張した点を自負しながら、今度、実業界が速やかに旧商法の条文研究を進めることを期待するのである。

その後、東京日々新聞は、旧商法の延期決定を受けて「商法延期会」が浅草鷗遊館で開催した祝宴の様子を報じ、さ

らに、二八日に法学士会が上野櫻雲台で臨時法学士会を開き、商法の延期について山田喜之助が提出した善後策を議決して、意見書を当局者に示すこととし、その起草委員に、穂積陳重・山田喜之助・大谷木備一郎・江木衷・菊池武夫・末延道成・中橋徳五郎の七氏が当選した旨を伝えて、⁽⁶⁰⁾明治二三（一八九〇）年の紙面を閉じるのである。

五 むすび

以上、明治二三（一八九〇）年四月に公布（二四年一月施行予定）された旧商法の施行延期をめぐる東京日々新聞の記事内容を検討してきた。東京日々新聞は、法典編纂を不要（ないし時期尚早）とした法学士会の意見書を批判し、明治二三年三月までは、①条約改正、②日本法律の不明瞭さ、③帝国憲法の要請から、ある程度西欧法に則った商法編纂を止むなしと考えていたが、四月に入ると、関直彦社長の講演を契機として、他紙に先駆けて、その施行延期を積極的に主張するようになる。社説「商法実施の延期を望む」の掲載は四月一九日～二〇日、旧商法が二六日に官報で公布される以前のことであり、他紙に先駆けて、もつとも早期になされた施行延期論である。東京日々新聞が、施行の延期を求めた理由は、旧商法がもつぱらドイツ法に依拠して、我国実業界の慣習を考慮していないため、これが施行されれば実業者に多大の損害を与える恐れがあるからであり、規定内容を精査・修正する時間的余裕が必要だとの趣旨である。元老院の施行延期決議や東京商工会の施行延期建議が知られると直ちにこれに賛同し、七月一三日には、施行延期を求めた二度目の社説「商法実施の延期を望む」を発表した。東京日々新聞が独自に旧商法の規定内容を検討した記事は見出されない。東京商工会が旧商法の規定内容を商業慣習に馴染まないとの判断を示したことが、東京日々新聞の施行延期の立場を決定づけたのである。施行断行の必要を主張した大坂商業会議所や博文館発行の日本商

業雑誌などの意見は、一顧だにされていない。その後、帝国議会在開会されると、帝国議会在に次々に提出された、京都商工会議所など各地の実業界から施行延期の請願を報じ、遂に衆議院で施行延期法案が可決されると、社説「商法延期に関する衆議院の議決」(二月一九日)によって全面的にこれを支持し、さらに貴族院で可決され、最終的に天皇によって裁可されると、社説「商法実施延期」(二月二七日)を発表して、それまでの東京日々新聞の施行延期論を総括し、首尾よく施行延期に決着したことに満足の意を表したのである。こうした東京日々新聞の動向は、中外商業新報(日本経済新聞の前身)と軌を一にする。⁽⁶¹⁾

東京日々新聞が、日本の実業界全体の意見を集約するものとして、東京商工会の施行延期運動をとらえ、その意見を反映する形で、施行延期の論陣を張ったことは疑いないが、すでに別稿でも述べたように、旧商法に対する実業界の認識は、各地の社会経済事情を背景として一様ではなく、東京圏にあつても、東京経済雑誌や日本商業雑誌のように、東京商工会の施行延期運動に疑問を抱き、一定の距離を置く新聞雑誌も存在した。東京日々新聞は、中外商業新報とともに、東京商工会の施行延期運動を、広く喧伝し、世論を先導する役割を果たしていたのである。

註

- (1) 村上二博「磯部四郎の旧民法擁護論」『法治協会雑誌』号外二編一「明治大学社会科学研究所紀要」第四一卷二五号、二〇〇三年三月(のち同編「日本近代法学の巨擘 磯部四郎論文選集」信山社、二〇〇五年、所収、同「東京日々新聞の旧民法批判」『法律論叢』第七六卷六号、二〇〇四年三月)。
- (2) 雑報「商法」『東京日々新聞』第五一九一号、明治三二年二月二〇日、第四面。
- (3) 雑報「諸法律の公布」『東京日々新聞』第五二〇一号、明治三二年三月三日、第二面。
- (4) 雑報「元老院」『東京日々新聞』第五二〇四号、明治三二年三月七日、第二面。
- (5) 雑報「元老院の議事」『東京日々新聞』第五二〇七号、明治三二年三月一〇日、第二面。
- (6) 雑報「民法商法の特別議事」『東京日々新聞』第五二二三号、明治三二年三月一七日、第二面。

- (7) 雑報「商法施行の件」『東京日々新聞』第五二二〇号、明治二二年三月二七日、第二面。
- (8) 雑報「会社法の発布と株式の揭示」『東京日々新聞』第五二四四号、明治二二年三月二十五日、第三面。
村上二博「法典論争期における東京経済雑誌の商法認識」『明治大学社会科学研究所紀要』第四八卷一、二〇〇九年一〇月、同「旧商法の公布（明治二三年）」と博文館発行の経済雑誌』『法律論叢』第八二卷二・三合併号、二〇一〇年三月、同「旧商法の公布と中外商業新報（上）」『法史学研究会会報』第一四号、二〇一〇年三月、など参照。
- (10) 雑報「会社法」『東京日々新聞』第五二五一号、明治二二年五月三日、第二面。
- (11) 雑報「商法」『東京日々新聞』第五二五三号、明治二二年五月五日、第二面。
- (12) 雑報「商法」『東京日々新聞』第五二九一号、明治二二年六月九日、第四面。
- (13) 雑報「法学士会法典編纂の非を建議せんとす」『東京日々新聞』第五二五六号、明治二二年五月九日、第四面、および、雑報「法典編纂に関する法学士会の意見」『東京日々新聞』第五二六五号、五月九日、第四面。
- (14) 山田喜之助「法典編纂に就きて」『東京日々新聞』第五二七三号、明治二二年五月二十九日、第五面、第五二七四号、五月三日、第五面。
- (15) 東四郎「読山田法学士の寄書」『東京日々新聞』第五二七七号、明治二二年六月二日、第五面。
- (16) 「法学協会講談会」『東京日々新聞』第五二七八号、明治二二年六月四日、第四面。鳩山は、法典編纂を必要とする理由について、次のように述べている。
- 我国廃藩後今日の現状ハ或ハ是れより甚だしき無からん歟此時に当て法典の編纂を為す予ハ一日だも速かならん事を望めり然れども予も敢て習慣を顧みずして法典を作るべしと云ハず又敢て人事のみハ習慣に従へとも言ハず一言以て之を蔽ハんとせば曰く我國の習慣ハ社会の進歩より遙かに遅れたる者なり則ち我々の進歩の速かなる為めに従来の習慣ハ未だ追ひ及ばざる者なり見よ会社の開けたる見よ売買の盛なる未だ七去を以て離婚の習慣なりと主張する者なく未だ我子の為めに切腹せし習慣に従ひし親父あるを聞かず然らば其の習慣と云ふも今日に於て我々の為めに欠くべからざる習慣とてハあらざるべし斯く論じ来れば論者ハ最後の城壁を築きて曰く必要の法律だけハ猶ほ作るも可なりと然らば予ハ其の必要たる頗る広くして全体悉く欠くべからずと謂ハんのみ今年チビリ明年チビリ恐らく其煩に堪へざるのみならず或ハ不都合の廉も併出すべし由是觀之決して法典編纂尚早しとハ考へられず窃に顧ふに論者が之を早しとするハ或ハ只或原案に対して不同意なるにハあらざる歟果して然らば予も亦何をか言ハん

- (17) 「法学協会講談会に於ける鳩山博士の演説」『東京日々新聞』第五二七九号、明治二年六月五日、第一面。
- (18) 「会社法」『東京日々新聞』第五三三六号、明治二年八月一〇日、第一面。
会社法の内容については、他に、旧商法の条文内容を紹介した「株式会社の準備金と解散」(『東京日々新聞』第五五二一号、明治三年三月二三日、第二面)などの記事が見られる。
- (19) 「商法草案」(『東京日々新聞』第五四〇九号、明治二年一月六日、第一面)では、「元老院の議に附せられ第一読会を開かれたる商法草案ハ兼て報道せし如く全部一千六十四条より成り第一篇より第三篇に分ちたる大章の法律なれば其の草案中に多少重複の廉もなきにあらざるやにて(法制局及法律取調委員会に於て再応修正を加へたるもの、由なれども)全部通読の上にあられれば議事上頗る困難なるべしとの趣を各議官より発議せし為め右通読間議事中止との事となりしに此際条約改正の問題沸騰し府下及び各地方より呈出する例の中止断行の建白書の蠅集するに至りたれば各議官方も其取調に執筆し前の商法草案ハ一時其方退けの姿となりしが今や改正問題も粗ば帰着を告げ建白書の数も減少したるに付弥々近日より前草案の議事に取掛る筈なりと云ふ」と報じたかと思えば、「商法」(『東京日々新聞』第五四一九号、一月一七日、第二面)では、「過般法律取調所より内閣へ廻りし商法八目下法制局に於て再審議中なりてぞされば元老院へ下附されしと云ふハ全く虚説なるべし」と記すなど、相変わらず、情報が錯綜している。なお、雑報「商事裁判所判事」(『東京日々新聞』第五四七七号、明治三年一月二八日、第二面)などもある。
- (20) 学理的立場から慎重な法典編纂手続きを論じた穂積陳重『法典論』が刊行された際も、東京日々新聞は、同書の広告を載せてはいるが、特に論評を加えていない(特別広告「穂積陳重著『法典論』」『東京日々新聞』第五五二六号、明治三年三月一六日、第一面)。
- (21) 旧商法は、三月二七日付けで内閣で成立しているが、官報で公布されたのは、その一ヶ月後の四月二六日(法律第三二二号)である。
- (22) 関直彦「実業家諸君に告ぐ」『東京日々新聞』第五五三五号、明治三年四月一〇日、第一～二面、第五五三六号、四月一日、第一～二面。
関は、安政四年七月(一八五七年九月)に生まれ、明治二六年に東京大学法学部を卒業後、東京日々新聞に入り、福地源一郎(桜痴)の跡を承けて、二二年、日報社社長に就任した(二五年まで)。その傍ら、東京専門学校・英吉利法律学校で講師を務め、二三年の第一回衆議院議員選挙に当選している。関が、いわゆる英法派に属していたことは明白だが、法学会との関係や、そ

の後の法典論争との関わりについては不明である。第一帝國議會に永井松右衛門が旧商法の施行延期法案を提出した際の賛成者中に、関の名前は見出されない。なお、関直彦『七十七年の回顧』三省堂、一九三三年（復刻版、大空社、一九九三年）参照。

(23) 社説「商法実施の延期を望む」『東京日々新聞』第五五四三号、明治三十三年四月一九日、第一面、第五五四四号、四月二〇日、第一～二面。

(24) 社説「民法及民事訴訟法の発布」『東京日々新聞』第五四五五号、明治三十三年四月二二日、第二面、第五五四六号、四月二三日、第二面、第五四七号、四月二四日、第一～二面。

(25) 社説「新法典の文章」『東京日々新聞』第五四八号、明治三十三年四月二五日、第二面。

(26) 雑報「商法発布せらる」『東京日々新聞』第五五〇号、明治三十三年四月二七日、第四面。

(27) 雑報「商業家の注意」『東京日々新聞』第五五一号、明治三十三年四月二九日、第四面、および、雑報「京橋区公民会に於ける松尾清次郎氏の演説」『東京日々新聞』第五五二号、四月三〇日、第一面。株式会社に関する旧商法の規定への懸念は、杞憂生「株主の注意」(『東京日々新聞』第五五四号、五月二日、第五面)においても、見られる。

(28) 社説「新法典の修正は新帝國議會の新職務なり」(『東京日々新聞』第五五二号、明治三十三年四月三〇日、第一面)は、次のような内容である。

僅かに昨日の発布に成りたる民法訴訟法及び商法を未だ実行せざるの前に於て之れが修正を議するは太だ早計に失するの笑を免かれざるべしと雖も実に黙過するに忍びざるの情あるが故に予め之を發言せんと欲するなり、有志者は既に新法典を一読せられたるならん、之を一読せられたる諸氏ハ必ず吾曹と感を同くするならんと信するなり、吾曹が既に前号の紙上にも論じたる如く新法の中民法ハ仏国法典に則り訴訟法ハ独逸及び英吉利法律に則り商法ハ又其源を独逸法に汲みたるものなれば其条項中には自ら歐洲の慣習に成れるものも多ければ未だ日本にては聞きも及ばざる事実に対して頻りに権利を附与せられたるもあり義務を負担せしめられたるものも多く、又た我國慣習に反して頗る不便を感じるの点も些しとせず、左れど其法律の果して滑かに我國に行ハれんことハ到底期して望むべからざるハ明瞭なるべし

今ま一步を進めばに其法律ハ我國民に適するものとすも既に前号にも述べたる如く漢字にもあらず日本語にもあらず果して英仏独の語にもあざざる熟字と一種奇妙の文章とを以て此法典を編纂したるものなれば凡そ數年間法律を学びたるものならでは教育あるものと雖も之を了解する能はず、勿論此法典の熟語文法共に常体ならざるは他なし其起草者ハ独仏等の外国人にして欧文を以て之れを起草したるものなれば勢ひ之れを邦文に翻訳せざるを得ず又た中にハ歐人の起草に係らざる部類

と雖も其則とせる所ろハ歐洲の法律にてありしなれば自ら之を我に採用せんにも翻訳文體を用ひざるべからず、凡そ翻訳文と云へるものは錦を覆へすが如く設ひ其原文は錦織の如く眼を奪ふの美ありと雖も之を翻訳してハ頗る光彩なきハ免るべからざるの点にして設ひ名文家と雖も翻訳文をして原文の味を有せしめんことハ難かるべし、況んや我國未だ法学に發達せざるの故か外法の法語中我國には之に適當すべき法語なく又た事實もなきもの頗る多ければ強いて之を訳せんには新奇の訳語を捏造して之に適用せしめざるべからず、然らば則ち凡そ此捏造法語は我邦人の全く解する能ハざる部分たるなり、例へば「權能」と云へる如き「權原」と云へる如き「虛有者」「包括財産」「弁済の提供又は供託」「地役」と云へる如き其數枚杖に違あらざるなり

其法文既に解すべからず、設ひ之を解することを得るとするも外法移植の結果として一般に行はるべからざることも亦た昭かなれば未だ之を行ハざるの前に於て之れが修正を發議せんこと敢て過激の論に非るべし、若し吾曹が此議を以て過激なりと責めなば吾曹ハ之に答へて云はん、斯くも日本の慣習に遠き外国法律の元素を多分に含蓄したる大法典を一時に發布して之を行ハんとするは却て過激なり日本人民にハ頗る解し難き法文を編纂して牧童樵車夫馬丁に至るまで之を遵奉すべしと強ゆるハ猶更ら過激なりと云はんと欲するなり、之に反して之に修正を加ふべしと云ふものは能く人民をして此法を理解せしめんと欲するが為め、又た能く此法をして一般人民の上に行ハれしめ其權利を全うせしめんとするが為めにして遙かに穩當の議なるべきを信じて疑はざるなり

然らば則ち已に本法修正の必要あるものとせば其事業を何人の手に托する歟、吾曹ハもはや之を外人の手に委ぬるを好まざるなり、又た之を曾て法律取調に従事したる立法官諸氏に委ぬるを好まざるなり、固より此人々は法律の學識に於ては方今我國法學者中の上流を占むる人々たるにハ相違なしと雖も其思想に於てハ自ら与りて編纂したる法典を以て完全無缺と自信する人々なれば之に托するに修正を以てしたればとて矢張り同一の思想もて修正を為すものなれば決して涉々しき修正を加ふること能はざるハ論を俟たず、幾度修正を重ねしむるも到底無益なるを信するなり然らば則ち如何せば可ならん歟と云ハゞ他なし新帝國議會をして其修正の任に當らしむるより外なきなり、勿論帝國議會ハ法律家のみを以て組織せらるべきものにもあらず又初度の議會ハ事務頗る繁多なるべければ一年にて之が業を了へんことは到底期す可らず、然れ共吾曹が希望する所ハ帝國議會に於て速かに法典修正委員を設け充分に輿論のある所を察し之を調査せしむべし、而して一方に於ては成るべく新法実行の期限を延引し修正委員に仮すに年月を以てし成るべく充分の修正案を立てしめ其報告に依り之を全会の議に附し以て 聖裁を仰ぐに至らしむべし、然らば則ち人民も亦た解すべからざるの法に支配せらるゝの不幸なく、外国慣習の爲め

- に在来の慣習を破らるゝの危険もなく新法ハ円滑に行はるゝの幸あらん、若し然らずして之を其儘に打ち捨て置きなば不幸を蒙るものハ他に非ず我々人民一般にあるなり、新設帝國議會ハ決して之を忽せに看過すべきの問題に非ずと信するなり
- 東京商工会の旧商法施行反対運動の展開については、村上二博「明治二三年旧商法に対する東京商工会の修正意見と法治協會の駁論」『法律論叢』第七九卷一、二〇〇六年九月、参照。
- (29) 雑報「商工会臨時會」『東京日々新聞』第五五七四号、明治二三年五月二五日、第三面。
- (30) 雑報「増島六一郎氏の講演」『東京日々新聞』第五五七八号、明治二三年五月三〇日、第五面、第五五七九号、五月三一日、第四〇五面、第五五八〇号、六月一日、第四面、第五五八一号、六月三日、第四〇五面、第五五八二号、六月四日、第四面。
- (31) 雑報「質疑説明員」『東京日々新聞』第五五九六号、明治二三年六月二〇日、第一面、雑報「法律質疑會」『東京日々新聞』第五五九六号、六月二四日、第二面。
- (32) 雑報「商法実施期限論」『東京日々新聞』第五六一六号、明治二三年七月一三日、第四面。
- (33) 雑報「商法実施の延期建議書」『東京日々新聞』第五六一六号、明治二三年七月一三日、第二面、雑報「商法実施延期の建白」『東京日々新聞』第五六一七号、七月一五日、第三面、雑報「東京商工会臨時株主總會」『東京日々新聞』第五六一四号、七月二三日、第四面、雑報「商法実施延期に関する意見」『東京日々新聞』第五六五五号、八月二八日、第三面。
- (34) 社説「商法実施の延期を望む」『東京日々新聞』第五六一六号、明治二三年七月一三日、第一面。
- (35) 社説「東京商工会臨時總會」『東京日々新聞』第五六二五号、明治二三年七月二四日、第二面。
- (36) 雑報「商法及び民事訴訟法の施行条例」『東京日々新聞』第五六〇三号、明治二三年六月二八日、第二面、雑報「商法施行条例」『東京日々新聞』第五六三二号、八月一日、第二面、雑報「商法施行条例」『東京日々新聞』第五六三六号、八月六日、第二面。
- (37) 雑報「大坂商法會議所は賛成せず」『東京日々新聞』第五六七四号、明治二三年九月一九日、第三面、雑報「大坂商法會議所の臨時總會」『東京日々新聞』第五六八〇号、九月二七日、第三面、雑報「大坂商法會議所の運動」『東京日々新聞』第五七〇七号、一〇月三〇日、第三面。
- (38) 雑報「商法延期を望む者多し」『東京日々新聞』第五六八四号、明治二三年一〇月二日、第二面。
- (39) 雑報「商法実施延期の建議」『東京日々新聞』第五六九七号、明治二三年一〇月一七日、第四面。
- (40) なお、京都商工会議所の旧商法施行延期請願については、村上二博「明治二三年旧商法の施行をめぐる京都実業界の動向」

- 『法律論叢』第八〇卷一、二〇〇七年一〇月、参照。ちなみに、名古屋や大垣の実業界でも活発な施行延期運動が展開されているが、東京日々新聞では報道されていない(村上・博「大垣商工会による明治三年旧商法の施行延期運動」『法律論叢』第八一卷二・三合併号、二〇〇九年一月、参照)。
- (41) 雑報「商法延期同盟会」『東京日々新聞』第五七二八号、明治三十三年二月二十五日、第三面。
 商法実施の事につき此度府下重立たる商業家及び法学者数十名は是非とも延期の目的を貫徹せんが為め商法延期同盟会なる者を組織し両院議員及び全国商業家多数の同意を求めんとて一昨廿三日午前九時より日本橋区呉服橋外柳屋に於て集会を催し其会則及び運動の方法等を決議し猶十分の運動をなさんが為め全国一般に遊説委員を派遣するとの事なり今其の目的の大要を聞くに先般発布の商法は(第一)日本商業社会に不要用の規定多き事(第二)日本商法の慣習に背反し却て商業に弊害を来すの規定多き事(第三)用語画一を缺く事(第四)個条抵触する処多き事(第五)民法に抵触する事(第六)法典たるの体具合へざる事(第七)民法と共に実施すべき事等なるよし其発起者の姓名等八聞き得て報ずべし
- (42) 村上・博・前掲「明治二三年旧商法」に対する東京商工会の修正意見と法治協会の駁論」一四頁以下。
- (43) 雑報「商法施行延期を要する義に付請願書」『東京日々新聞』第五七四七号、明治三十三年二月一七日、付録、第五七四八号、二月一八日、第四面。
- (44) 雑報「商法延期の請願」『東京日々新聞』第五七四二号、明治三十三年二月一日、第四面。
- (45) 雑報「商法実施延期の請願」『東京日々新聞』第五七四三号、明治三十三年二月二日、第三面。
- (46) 雑報「商法延期説と府下の豪商」『東京日々新聞』第五七四五号、明治三十三年二月四日、第二面。
- (47) 雑報「商法延期請願」『東京日々新聞』第五七四六号、明治三十三年二月一六日、第三面。
- (48) 雑報「商法延期大演説会」『東京日々新聞』第五七四六号、明治三十三年二月一六日、第五面。
- (49) 雑報「商法延期の反対者」『東京日々新聞』第五七四五号、明治三十三年二月一四日、第二面。
- (50) 「衆議院議事傍聴筆記」『東京日々新聞』第五七四六号、明治三十三年二月一六日、付録第一〜二面、第五七四七号、二月一七日、第二〜三面。
- (51) 雑報「商法延期に関する政府委員」『東京日々新聞』第五七四七号、明治三十三年二月一七日、第三面。
- (52) なお、雑報「商法延期説」(『東京日々新聞』第五七四七号、明治三十三年二月一七日、第三面)は、衆議院での延期反対派および賛成派を、「傍観者の漫評」と断りながら、

可否の色別に附ては種々あり延期説に反対せるもの、中には

○曾て同法編纂委員として司法省に関係ありし弘法学者

○大坂神戸辺の議員中

○立憲自由党議員の小部分

延期説に賛成せしは

○英吉利法学者

○東京代言人（高梨氏を除く）

○商人議員

○改進黨の多数

○大成会の多数

○立憲自由党の幾部分

○中立者の多数

と分類し、前者は旧大同派と自治派の合同、後者は大成会と改進黨の合同が中心であつたと伝えている（雑報「事実問題の合同」『東京日々新聞』第五七四八号、明治三十三年二月一日、第三面）。

(53) 社説「商法延期に関する衆議院の議決」『東京日々新聞』第五七四九号、明治三十三年二月一日、第一面。

(54) 東京日々新聞は、深川日本橋区の実業家が二月二〇日に浅草鷗遊館で開催した断行演説会での鳩山和夫の断行意見を掲載しているので、紹介しておく（雑報「商法断行演説会」『東京日々新聞』第五七五一号、明治三十三年二月二日、第三面）。

予の支人元田肇は予に告ぐるに衆議院に於て商法を延期に可決せしハ全たく政府委員箕作司法次官の失言の爲めにして決して道理に従ひしものに非らずと嗚呼衆議院議員にして斯くも重任を帯びながら道理に従つて向背を決する能はずして唯だ一時の感情の爲めに制せらるゝに至りしとは豈に実に嘆ずべきの至りならずや、而して事物あれば茲に其の法律なくんばある可らず仮令へば爰に会社の設立あれば其の頭取株主等の間に於ける権利義務を定むるハ固とより当然のことと謂ふ可し即商法中会社法破産法保険法船舶法流通証書法の如き皆且下一大必要の法律にして吾人ハ一日も早く其の発布を希望し而して吾人の権利財産をも安固にせざる可からざるなり然るに既にも商法の発布ありて其実施期限は最早眼前に迫まり居るにも拘らず之が延期を主張せんとハ予の奇怪に思ふ所なり予嘗て川田剛君に面せし時君曰く新法典の文字は甚だ難字多く実に解釈に

苦しむと予謂らく文字のみを了解したればとて法律を解することは無論出来ざるものなれば難字あればとて何ぞ妨げん決して之を以て商法を傷くるに足らざるなり化学書の文字を悉く了解し得なば化学者となり得べきか天文学の書籍を通読し得べくんば天文学者となり得べきか、新法典の難事多き固より法典の欠所とするに足らず諸君若し予に就て之を質さば予は悉く之を説明を付す可し云々

(55) 「貴族院議事傍聴筆記」『東京日々新聞』第五七五一号、明治三年二月二日、付録一、二面、第五七五二号、二月二三日、第五、六面、第五七五五号、二月二六日、第四面。

(56) 雑報「商法延期案裁可せられんとす」『東京日々新聞』第五七五三号、明治三年二月二四日、第二面、雑報「商法施行条例の批准」『准』『東京日々新聞』第五七五四号、二月二五日、第二面、雑報「商法実施延期の事」『東京日々新聞』第五七五五号、二月二六日、第二面、雑報「商法延期の裁可」『東京日々新聞』第五七五七号、二月二八日、第二面。

(57) 雑報「司法大臣辞職の顛末」『東京日々新聞』第五七五四号、明治三年二月二七日、第一面。

(58) 社説「商法実施延期」『東京日々新聞』第五七五六号、明治三年二月二七日、第三面。

(59) 雑報「商法延期の善後策」『東京日々新聞』第五七五八号、明治三年二月二九日、第六面。

(60) 村上一博・前掲「旧商法の公布と中外商業新報」(上)、および、同「旧商法施行条例公布以後の中外商業新報」『法律論叢』第八四卷二・三合併号、二〇一二年一月、参照。

(61) 前註(9)・(29)・(40)に掲げた拙稿を参照されたい。